

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年 3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第19号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例
特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(臨海工業地帯造成事業特別会計) 第5条 略	(臨海工業地帯造成事業特別会計) 第5条 略
	<u>(公共用地先行取得事業特別会計)</u> <u>第6条 公共用地の先行取得事業及び土地の造成事業の円滑な運営とその経</u> <u>理の適正を図るため、公共用地先行取得事業特別会計を設置する。</u>
(集中管理特別会計) 第6条 略	(集中管理特別会計) 第7条 次の各号に掲げる事務を効率的かつ合理的に処理するための集中管 理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、集中管理特別会計を設 置する。
(1) 給与等支払事務 (2)～(6) 略	(1) 給与支払事務 (2)～(6) 略
第7条～第19条 略	第8条～第20条 略

附 則

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 改正前の第6条に規定する公共用地先行取得事業特別会計の平成18年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。